

備考

公益勧善人 東京都宅地建物取引業協会  
研修センター (33334)4661

注意事項  
1 取引の関係者から請求があったとき、又は重要事項説明のときは、本証を提示すること。

2 登録が消除されたとき、又は本証が失効したときは、速やかに本証を提出すること。

3 事務禁止の処分を受けたときは、慈やかに本証を提出すること。

4 本証は他人に貸し、又は譲渡してはならない。

5 本証を更新する場合は、交付申請前6月以内に行われる都道府県知事が指定する講習を受講すること。